

第 4 回 鹿本地域医療構想調整会議 次 第

日 時：平成 3 0 年 8 月 7 日（火）

午後 7 時～

場 所：鹿本医師会館 講堂

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（ 1 ）地域医療構想の進め方について 【資料 1】

（ 2 ）「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化に関する協議について

山鹿市民医療センター

【資料 2 - 1】

保利病院

【資料 2 - 2】

4 報 告

（ 3 ）病床機能転換に係る施設・設備整備への補助について 【資料 3】

（ 4 ）平成 2 9 年度病床機能報告結果について 【資料 4】

（ 5 ）地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料 5】

5 閉 会

第4回 鹿本地域医療構想調整会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
1	池田 淳一	熊本県保険者協議会代表 (熊本県市町村職員共済組合 事務局長)	
2	植村 芳樹	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (山鹿回生病院 院長)	
3	江上 祥一	山鹿地区薬剤師会 会長	
4	佐藤 アキ	公益社団法人熊本県看護協会鹿本支部 (山鹿市福祉部 次長)	
5	田代 桂一	在宅医療を担う医療機関代表 (山鹿温泉リハビリテーション病院 理事長)	
6	徳永 雅實	診療所代表 (徳永循環器科内科医院 院長)	
7	豊永 政和	山鹿市病院事業管理者 (山鹿市民医療センター 院長)	
8	中嶋 憲正	山鹿市長	
9	保利 哲也	急性期機能を担う医療機関代表 (保利病院 理事長)	
10	保利 真理	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (希望の園 施設長)	
11	前原 龍彦	一般社団法人鹿本医師会 理事 (地域医療構想担当)	
12	松岡 聖子	熊本県老人福祉施設協議会代表 (矢筈荘 施設長)	
13	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長)	
14	宮坂 圭太	山鹿市歯科医師会 会長	
15	山口 喜久雄	熊本県山鹿保健所長	
16	幸村 克典	一般社団法人 鹿本医師会 会長	

第 4 回 鹿本地域医療構想調整会議 配席図

日時：平成 3 0 年 8 月 7 日（火） 午後 7 時～
場所：鹿本医師会館 講堂

	豊永委員	中嶋委員	幸村委員	前原委員	
	○	副議長 ○	議長 ○	副議長 ○	
徳永委員	○			○	保利(哲)委員
田代委員	○			○	保利(真)委員
佐藤委員	○			○	松岡委員
江上委員	○			○	水足委員
植村委員	○			○	宮坂委員
池田委員	○			○	山口委員

医 療 政 策 課		事 務 局 (熊 本 県 山 鹿 保 健 所)			
太田 主幹	清水 審議員	岡崎 課長	津川 次長	坂井 主幹	宮原 課長
山 鹿 市		事 務 局 (熊 本 県 山 鹿 保 健 所)			
健康増進課 渡辺課長	長寿支援課 小川課長	黒木 主任主事	中村 課長	上野 参事	荒牧 技師
随行者席		随行者席		随行者席	
傍聴席		傍聴席		傍聴席	
傍聴席		傍聴席		報道機関席	

入口

鹿本地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、鹿本構想区域（以下「構想区域」という。）に鹿本地域医療構想調整会議（以下「鹿本地域調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 鹿本地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- （1）構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- （2）病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- （4）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- （5）その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

（組織）

第3条 鹿本地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第4条 鹿本地域調整会議に議長及び副議長2人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、鹿本地域調整会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 鹿本地域調整会議は、議長が招集する。

2 鹿本地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

（会議の報告）

第6条 議長は、必要と認めるときは、鹿本地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第 7 条 鹿本地域調整会議の庶務は、熊本県山鹿保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、鹿本地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 1 4 日から施行する。